

令和 7 年度

学校いじめ防止基本方針



八幡浜市立川上小学校

目 次

I いじめ問題に対する基本認識	1
II 推進体制	1
III いじめ未然防止	2
IV いじめの早期発見	3
V いじめ事案への対処	4
VI 重大事態への対処	5
（別表1）いじめ対策プログラム	7
（別表2）いじめ発見のチェックポイント.....	8・9
（別表3）いじめの初期対応.....	10

八幡浜市立川上小学校 いじめ防止基本方針

I いじめ問題に対する基本認識

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

※ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2 基本的認識

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、特に、以下の点を踏まえ、適切に対応する必要があること。

- (1) 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。
- (2) いじめられている児童の立場に立った親身の指導を行うこと。
- (3) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。
- (4) いじめ問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であること。
- (5) 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

II 推進体制

1 学校運営協議会での位置付け

- (1) 健全育成委員会（旧川上小ポプラの会）

児童の学校での様子や地域での過ごし方について情報交換や意見交換を行う。

問題等が起こった場合は、地域をあげて対応できるようにしている。

- (2) 八幡浜市こども未来共創会議

八幡浜市のいじめ問題や不登校対策、児童生徒の健全育成や安全確保に関わる必要な事項を内容により実務チームを編成し、調査・審議する。

2 職務別の役割

いじめに関する情報は個々の教職員が抱え込むのではなく、組織で情報共有し、組織として対応にあたる。

- (1) 学級担任等

- ・日常的にいじめ問題について触れ、「弱い者をいじめることは人間として絶対に許されない」という雰囲気学級をつくりあげる。
- ・はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解さ

せ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

(2) 養護教諭

- ・学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- ・悩み相談を定期的に行い、児童の変容について学級担任、生徒指導主事、管理職に報告する。

(3) 生徒指導主事

- ・いじめ問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

(4) 管理職

- ・全校集会などで校長が日常的にいじめ問題について触れ、「弱い者をいじめることは人間として絶対に許されない」ことを全児童に理解させる。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・児童が自己有用感や自己肯定感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・いじめ防止対策を計画的に推進し、児童自らが主体的に行動できるように配慮する。
- ・いじめが発生した場合は、「問題対応サポートチーム」を招集し、早期に適切な対応を組織的に行う。

Ⅲ いじめの未然防止

いじめを行わない態度・能力の育成を推進することで、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。

1 いじめ対策プログラム（別表1）

2 授業づくり

- ・すべての教科において、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ・人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や、思いやりの心を育む道徳教育を推進する。

3 仲間（集団）づくり

- ・学級や学年の人間関係を把握して、学級活動や児童会活動、学校行事等で一人一人が活躍できる集団づくりを進め、自己有用感や自己肯定感を育む。
- ・縦割り異年齢集団での活動や児童会主導による全校遊びを通して、仲良く楽しい学校生活を送り、思いやりの心を育む。

4 校内研修・職員会議

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」の内容確認のため、校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員の共通理解を図る。

- (2) 生徒指導研修において、教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修を行う。
- (3) カウンセリングや情報モラル等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研修を計画的に実施する。

5 評価

- (1) 学級担任・養護教諭等による観察を行う。
- (2) 児童アンケート（いじめに関するアンケート）を毎月1回行う。集計の結果は、職員会や学校関係者評価委員会・ポプラの会で審議し、問題があれば、その改善に取り組む。

IV いじめの早期発見

1 日常的な取組

- (1) 全職員による見守りに努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- (2) 休み時間や放課後の雑談や日記等を活用し、交友関係の悩み等を把握する。気になる児童については、積極的に声掛けをしたり、教育相談を行ったりする。
- (3) 個人面談や家庭訪問・電話連絡等の機会を活用し、教育相談を充実させる。

2 いじめ発見のチェックポイント（別表2）

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

- (1) いじめられている児童のサイン
- (2) いじめている児童のサイン
- (3) 家庭で見せるサイン

3 教育相談活動

- (1) 毎月の教育相談週間において、児童生徒と教育相談を行い、悩みの解決やいじめの早期発見に努める。また、気になる児童生徒がいた場合は、その都度、教育相談を行う。
- (2) 保健室前に相談箱を設け、養護教諭が教育相談を適宜行う。
- (3) 外部専門機関を積極的に活用する。

4 アンケートや調査

定期的な教育相談やアンケートの実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

- (1) 児童アンケート（いじめに関するアンケート）
- (2) 家庭で気になること調査
- (3) 学校運営協議会での聞き取り調査

5 家庭・地域・関係諸機関との連携・啓発

P T Aや学校運営協議会などの組織と連携し、情報交換や相談体制を活性化する。

- (1) 学級通信・校報「かわかみ」、ホームページ等の活用
- (2) P T A参観日・役員会の充実
- (3) 川上つ子見守り隊・真穴駐在所・地区補導会等との連携

- (4) 川上地区公民館活動や地域行事への積極的参加・協力

V いじめ事案への対処

1 初期対応（別表3）

2 被害児童のケア

- (1) 被害児童やその保護者に対して、心身の安全や個人情報・プライバシーの保護を保証する。
- (2) 「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるように留意する。
- (3) 複数の教職員の協力の下、被害児童の見守りを行うとともに、心理や福祉の専門家、教員経験者、警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

3 加害児童の指導

- (1) 毅然とした態度で指導し、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- (2) 相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行い、人権意識を持たせる。
- (3) 加害児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮した成長支援を図る。

4 周囲の児童への対応

- (1) 傍観していることは「いじているのと同じ」であるという毅然とした態度で指導する。
- (2) はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為は「いじめに加担する行為」であることを理解させ、毅然とした態度で指導をする。
- (3) いじめの事実を知らせた児童を守り通すために、教職員の目が届く体制を整備する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) 児童のインターネット等の利用状況を把握し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- (2) ネット上の不適切な書き込み（名誉毀損やプライバシー侵害等を含む）があった場合は、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど、必要な措置を講じる。
- (3) 被害児童の心のケアを第一に、状況を保護者に説明する。
- (4) 犯罪に該当しうる場合は、警察と相談しつつ対応する。
- (5) パソコンやスマートフォン、携帯電話等を持たせる必要性については家庭で十分に検討し、家庭でのルール作りやフィルタリングを徹底する。

6 関係機関との連携

- (1) いじめの事実を確認した場合は、市教育委員会への報告・連絡・相談を密に行い、指導・助言を受ける。
- (2) いじめ問題を始めとした深刻な問題が発生したときには、その早期解決に向けた実効性のある組織的な取組を図るために、市こども未来創造会議内に、実務会議チームが設置される。また、必要に応じて、いじめ問題対応サポートチームが編成さ

れる。

- (3) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察との連携を図る。

VI 重大事態への対処

1 重大事態の定義

- (1) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童が自殺を企図した場合等）があると認めるとき。
- (2) 相当の期間（年間 30 日、連続欠席）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 重大事態の報告

- (1) 重大事態の「疑い」があった場合は、すぐに市教委に報告・相談する。
- (2) 市教委の指導・助言を受けて調査等を実施し、その調査結果を報告する。
- (3) いじめを受けた児童やその保護者に対して、情報を適切に提供する。

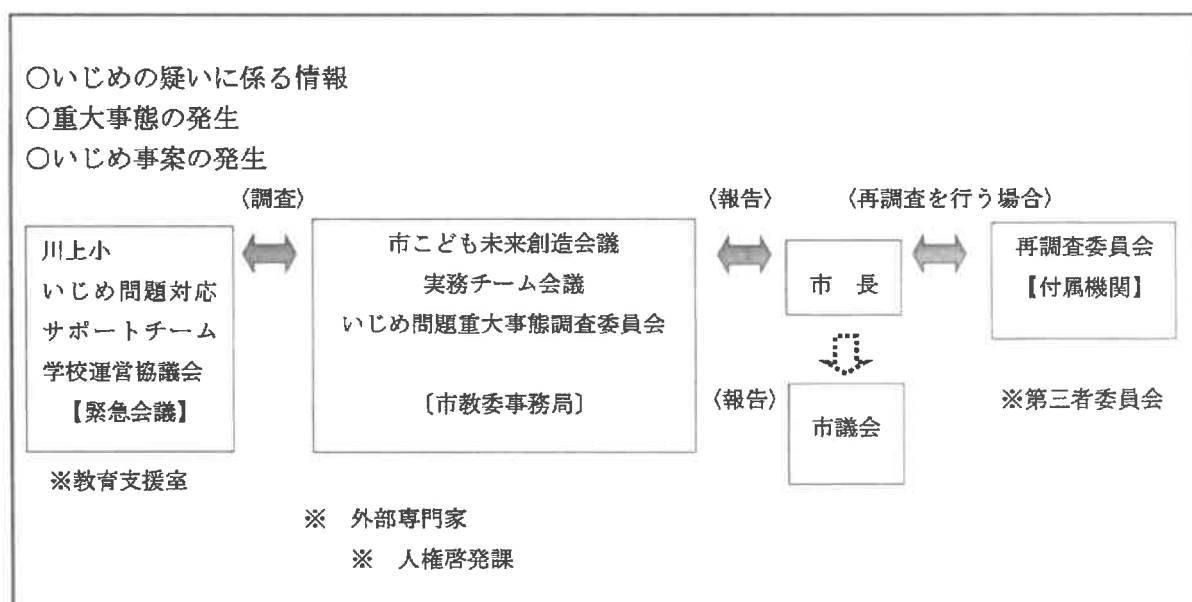
3 調査及び組織（図 2）

緊急に学校運営協議会を招集するなど、関係者及び教育支援室等関係諸機関と連携してその重大事態に対処する。また、速やかに調査組織を設け、事実関係を明確にするように努める。調査は、必要に応じて、教育委員会に設置される調査組織が行う場合もある。

いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものとし、提供に当たっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。

調査の結果については、市長に報告する。

なお、重大事態に該当するか否かについては、いじめを受ける児童等の状況に着目して判断するとともに、いじめられた児童等や保護者からの申し立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。



（図 1 調査及び組織）

別表1

令和7年度 いじめ対策プログラム

八幡浜市立川上小学校

	いじめ問題対策会議 (校内研修会等)	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との 連携
4月	P ○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○全教職員による実態把握と指導の検証	○学級開き ○保健指導	○川上保育所との連絡会 ○教育相談 ○身体計測 ○PTA資源回収・奉仕作業 ○家庭訪問	○PTA総会、学級PTAでの「学校いじめ防止基本方針」の説明 ○公民館運営審議会での地域ぐるみのいじめ防止対策・あいさつ運動の推進協力依頼
5月	D ○全教職員による実態把握と指導の検証 ○校内いじめ対策委員会の実施	○1年生を迎える会 ○運動会に向けた取組 ○修学旅行に向けた取組（集団活動）	○教育相談週間 ○児童アンケート・家庭で気になること調査の実施 ○PTA奉仕作業	○ブロック研究会での小中連携確認 ○第1回ボプラの会での活動方針確認 ○八代ブロックいじめ問題対策委員会
6月	C ○全教職員による実態把握と指導の検証 ○生徒指導研修		○教育相談週間	○川上沿海まつり ○八代ブロック小中子ども連絡会
7月	A ○全教職員による実態把握と指導の検証 ○児童アンケート・家庭で気になること調査の検証		○教育相談週間	○個人懇談・地区懇談会 ○分區別親子行事 ○プール監視
8月	P ○人権・同和教育研修		○電話や手紙、家庭訪問による個別指導	○地区夕涼み会 ○わんぱく移動教室 ○子育て相談室
9月	D ○全教職員による実態把握と指導の検証	○自分の健康（学校保健員会） ○宿泊体験活動に向けた取組（集団活動）	○身体計測 ○教育相談週間	○川上地区敬老会への参加
10月	C ○全教職員による実態把握と指導の検証 ○校内いじめ対策委員会の実施	○人権参観日（人権に関する授業公開と講演会）	○教育相談週間 ○児童アンケート・家庭で気になること調査の実施	○第2回ボプラの会での活動状況・実態報告
11月	A ○全教職員による実態把握と指導の検証 ○生徒指導研修	○お手伝い月間 ○人権月間の取組（人権集会、人権作文）	○教育相談週間	○八代ブロックいじめ問題対策委員会 ○放課後児童教育支援事業
12月	C ○全教職員による実態把握と指導の検証 ○児童アンケート・家庭で気になること調査の検証		○教育相談週間	○個人懇談 ○八代ブロック小中子ども連絡会 ○老人と子どもの集い ○わんぱくクリスマス会
1月	A ○全教職員による実態把握と指導の検証 ○校内いじめ対策委員会の実施		○教育相談週間 ○電話や年賀状による個別指導	○第3回ボプラの会での活動状況・実態報告
2月	C ○全教職員による実態把握と指導の検証 ○生徒指導研修	○校内マラソン大会	○教育相談週間 ○児童アンケート・家庭で気になる調査の実施	○老寿会との交流 ○民生児童委員懇談会での情報交換 ○公民館まつり ○八代ブロックいじめ問題対策委員会
3月	P ○全教職員による実態把握と指導の検証 ○学校評価の結果を検証し、「基本方針」を見直す	○6年生を送る会	○教育相談週間 ○川上保育所との連絡会	○公民館運営審議会
通年	○校内のいじめに関する情報収集 ○対応策の検討	○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業づくり	○健康観察の実施 ○朝の会、終わりの会でのふり返り	

いじめられている児童のサイン

	サイン	チェック
朝の会	○ 遅刻・欠席が増える。 ○ 元気が無く浮かない顔をする。挨拶をしなくなる。 ○ 健康観察の際、声が小さく、ぼんやりしていることが多い。 ○ 教師と視線が合わず、うつむいている。 ○ 体調不良（頭痛、腹痛、吐き気等）を訴える。 ○ 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。 ○ 周囲がなんとなくざわついている。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
授業中	○ 保健室やトイレによく行くようになる。 ○ 授業道具等の忘れ物が目立つ。 ○ 教科書、ノートに落書き、汚れがある。 ○ 正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。 ○ 授業中ぼんやりして、作業が継続しない。 ○ 周囲の子どもが机、椅子を離して座ろうとする。 ○ どのグループにも入れず、一人でポツンとしている。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
休み時間	○ 休み時間に、自分の席から離れないようにしている。 ○ トイレにこもっていることが多い。 ○ 用事がないのに、教師や職員室の周りにいる。 ○ 遊びと称して友達とふざけあっているが、表情がさえない。 ○ 一緒に遊んでいる友達に、相当な気遣いをしている。 ○ 遊び時間に使った道具の片付けを、いつもしている。 ○ 理由もなく服を汚していたり、擦り傷等が見られる。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
給食	○ 机を寄せて席をつくろうとしない。寄せても隙間がある。 ○ 食べ物にいたずらされる（多く盛りつける、意図的な配り忘れ等） ○ 腹痛や体調不良を訴え、給食を残すことが多くなる。 ○ 笑顔が無く、黙って食べていることが多い。	☐ ☐ ☐ ☐
清掃	○ 一人で離れて掃除をしていることが多い。 ○ 掃除が終わっているのに、一人で片付けをしていることがある。 ○ 衣服が汚れたり、濡れたりしている。 ○ 掃除後の授業に、遅れてくることがよくある。	☐ ☐ ☐ ☐
終わりの会	○ 配布したプリント類が、特定の子に配られていない。 ○ 終わりの会で、特定の子が追求される。 ○ 用事がないのに、教師や職員室の周りにいる。 ○ あわてて下校する。または、いつまでも学校に残っている。 ○ 持ち物が紛失する。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐
生活全般	○ 不自然な言動が見られ、周囲の動向をかなり気にする。 ○ 悪口を言われても、愛想笑いをしている。 ○ 成績が突然下がる。 ○ 持ち物が無くなる。	☐ ☐ ☐ ☐

別表2-(2)

いじめている児童のサイン

	サイン	チェック
学 校 生 活 全 般	○ 教室や廊下で特定の仲間で集まり、ひそひそ話をしている。	☐
	○ ある子どもにだけ、周りの子どもたちが異常に気を遣っている。	☐
	○ 仲間だけに分かるようなサインや隠語を使っている。	☐
	○ 教師が近づくと、急に仲の良いふりをする。	☐
	○ 教師が近づくと、グループが不自然に分散する。	☐
	○ 教師によって態度を変える。	☐
	○ 教師から誤解されている（悪者扱いされている）と思い込んで、すぐムキになったり行動・動作が乱暴になったりする。	☐
	○ 友達からの声かけを、意図的に無視している。	☐
	○ 友達の発言に対して、他の友達と顔を合わせて、距離をとったり、笑ったり、さげすんだように反応している。	☐
	○ 金品や物の貸し借りを頻繁に行っている	☐

別表2-(3)

家庭で見せるサイン

態 度 ・ 服 装 ・ 持 ち 物 ・ 交 友 関 係	○ 家族との会話が減り、学校的话题を意図的に避けるようになる。	☐
	○ ささいなことで怒ったり、動物や物などに八つ当たりする。	☐
	○ 理由のはっきりしない衣服の汚れや破れが見られることがある。	☐
	○ 理由のはっきりしない傷や打撲の跡が見られる。	☐
	○ 登校時間が近づくと、腹痛等身体の具合が悪くなったりする。	☐
	○ 家庭から品物、お金が無くなる。あるいは、用途のはっきりしないお金を欲しがる。	☐
	○ 持ち物が無くなったり、壊されたり、落書きがされたりしている。	☐
	○ 学習時間が減ったり、宿題をしなくなったりする。	☐
	○ 成績が低下する。	☐
	○ 友達からの電話に出なかったり、遊びの誘いを断ったりする。	☐
	○ 口数が少なくなり、学校や友達のことを話さなくなる。	☐
	○ 仲の良かった友達との交流が極端に減った。	☐
	○ 急に友達が変わる。	☐

いじめの初期対応

